

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一

児童生徒等の安全確保及び学校の安全管理の徹底について(通知)

このことについては、日頃から各学校等において取り組んでいただいているところですが、8月22日、札幌市内の路上で、下校途中の女子生徒が後ろから近付いてきた不審者にタオルのようなものを首に巻きつけられて引き倒されるという事案が発生しました。

これからの時期は夕暮れが早くなるなど児童生徒等が被害に遭う事件・事故の発生が懸念されることから、その未然防止に一層留意することが必要です。

については、各学校等において、次の点に留意して児童生徒等の安全確保等の徹底が図られるよう、改めて指導願います。

記

[安全確保のための留意点]

1 主に小・中学生に指導すること

- (1) 不審者を見かけたり、犯罪につながる事態が起こったりした場合は、大声を上げる、教職員や保護者に知らせる、交番や「子ども 110 番の家」に駆け込むなどの対処方法について、発達の段階に応じて「いかのおすし」という合い言葉による指導を繰り返し丁寧に行うこと。
- (2) 人通りが少ないなど、注意を払うべき箇所や、交番、「子ども 110 番の家」等の緊急避難できる場所を、学校や地域の実態等を踏まえ「通学路安全マップ」などにより周知すること。

2 全ての児童生徒等に指導すること

- (1) 交通事故防止や防犯等の観点から、イヤホンで音楽を聴いたりスマートフォン等を操作したりしながら自転車に乗ったり、歩いたりしないよう指導を徹底すること。
- (2) どんな小さなことであってもためらわずに、「いつ」、「どこで」、「どのような人が」、「何をしていた」という情報を周囲の信頼できる大人や警察に確実に知らせよう指導をすること。

3 関係機関等と連携した取組に関する事

- (1) 警察等の関係機関やPTA、地域住民等と連携して、不審者の出没や児童生徒等への声かけ事案等の発生に関する情報を速やかに収集・伝達する体制を確立し、迅速かつ確実に児童生徒等や保護者に伝えること。
- (2) 保護者や地域住民等に対し、不審者の声かけやつきまといなどの犯罪発生情報や、防犯に関する情報を迅速に入手して適切に対応することができるよう、「ほくとくん防犯メール」や北海道警察防犯情報発信室のツイッターへの登録、不審者を見かけた際の警察への通報などについて周知を徹底すること。
- (3) 学校支援のボランティアの協力を得た見守り活動や「子ども 110 番の家」の整備、看板の設置など、児童生徒等の安全を見守る体制を拡充すること。

[参考資料]

- 1 「学校安全推進資料」(平成 26 年 3 月 北海道教育委員会)
- 2 「学校における危機管理の手引き(改訂 2 版)適切な学校運営のために」(平成 25 年 3 月 北海道教育委員会)
- 3 北海道警察 Web ページ <http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp>

(生徒指導・学校安全グループ)